電気技術者のための「電気関係法規」実務講習会

CPD 制度対象

電気関係業に従事される皆さまには、「電気事業法」をはじめ、「消防法」「建築基準法」「労働安全衛生法」「省エネルギー法」に定められた電気関係条項を十分理解し、遵守することが求められています。

本講習会では、中国四国産業保安監督部をはじめとする関係諸官庁・機関のご支援・ ご協力をいただき、電気関係業務に必要とされる電気関連諸法規のポイントについて、 最新の情報を交え、分かりやすく、かつ詳細に解説します。

く対象者>

電気設備の設計、施工、保守管理に従事者されている方

電気技術者には、電気関係法規の十分な理解、ならびにより安全で 合理的な設計・工事・保守管理が求められています。



【実施例】

内容備考

- 〇「電気事業法」関係法規
 - 電気保安法令体系
 - ・電気事業法等における保安規制
 - 最近の保安行政
- 〇「建築基準法」関係法規
 - ・建築基準法とは
 - ・ 建築基準法の基礎知識
 - 近年の建築基準法の動き
- 〇「労働安全衛生法」関係法規
 - ・制定の背景
 - 労働安全衛生法令の体系
 - 安全衛生管理体制
 - 電気関係安全基準
- 〇「消防法」関係法規
 - ・ 消防法の概要
 - ・消防用設備等の規制
 - ・ 火気設備等の規制
 - 近年の火災事例と法改正
- 〇「省エネルギー法」関係法規
 - カーボンニュートラルに向けた動き
 - ・省エネルギー法の概要
 - ・ 法改正の概要
 - ・省エネルギー支援施策(補助金等)









(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヵ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。